

○三条地域水道用水供給企業団職員の特殊勤務手当支給規程

昭和54年 6月 4日

規 程 第 6 号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

平成26年 4月 1日 規程第4号

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、三条地域水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第9号）の規定により特殊勤務手当の支給について定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類、対象、支給額等）

第2条 前条の特殊勤務手当の種類、対象、支給額は、三条市企業職員の特殊勤務手当支給規程（平成17年三条市水道事業管理規程第19号）を準用する。

2 前項の場合において、同規程中「水道事業管理者」とあるのは「企業長」と、「上下水道課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和54年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から実施する。